

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月12日

分任支出負担行為担当官

那覇航空交通管制部長 錢亀 隆英

1. 業務概要

(1) 業務の名称

那覇・奄美RCM装置更新工事外2件実施設計

(2) 履行場所

沖縄県那覇市字鏡水334 那覇航空交通管制部

(3) 業務内容等

別紙のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成27年3月25日まで

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（その他の業種）」のA又はB等級に格付けされた航空局における競争参加資格を有する者であること。

(4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官が定める要件を全て満たす者であること。（詳細については入札説明書を参照すること。）

3. 入札手続き方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒901-0142 沖縄県那覇市字鏡水334

那覇航空交通管制部会計課管財調達係

TEL 098-858-7157

FAX 098-858-4800

(2) 入札説明書の交付方法

本日より平成26年12月1日までの間、縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。

(3) 申請書及び資料の提出期限

平成26年12月1日 17時00分までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

下記(5)の開札日時及び場所に持参しなければならない。

(5) 開札日時及び場所

平成26年12月17日 10時30分 那覇航空交通管制部入札室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(6)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2. に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条に該当する入札は無効とする。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において2. に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の108分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細

入札説明書による。

別紙

(概要)

那覇航空交通管制部に設置される無線電話制御監視装置の更新工事、レーダーマイクロウェーブリンクのケーブル切回し及び運用・信頼性システムサーバ撤去工事に必要な実施設計を行うものである

詳細は仕様書による。

(競争参加資格要件)

1. 次に掲げる業務実績（施工中のものは除く）を有すること。

平成11年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務（以下「同種・類似業務」という。）の実績を1件以上有すること。（元請けとしての実績に限る。）

①同種業務

- a. 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※1）
- b. ILS施設（※2）
- c. VOR/DME（若しくはTACAN）施設（※3）
- d. 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓（通信制御装置）、航空交通管制情報処理システム（※4）
- e. 航空運航情報業務に係る施設のうち、
 - ア. 運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
 - イ. 対空援助業務に係る通信制御装置
- f. 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS）
- g. NDB施設
- h. 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、TDU、WRU
- i. RCM
- j. APDU
- k. ORM

上記 a~k のいずれかの新設、又は更新工事にかかる実施設計業務の実績を有すること。

(注)

- ※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、
 - ・航空路監視レーダー ・空港監視レーダー・二次監視レーダー
 - ・精測進入レーダー・空港面探知レーダー
- ※2 ILS施設のうち、それらを構成する「LOC」、「GS」、「T-DME」のみでも可。(マーカー単独は類似)
- ※3 VOR/DME施設は、VOR・TACAN・DMEのみの単独でも可。
- ※4 航空交通管制情報処理システムとは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルレーダーアルファニューメリック表示システム(空港レーダー情報処理システム)、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は除く。
- ※ f. gのうち空中線の設置を伴わない設計は類似とする。
- ※ 何れの施設においても「撤去」のみの設計は類似とする。

②類似業務

国、成田国際空港(株)、中部国際空港(株)、新関西国際空港(株)、関西国際空港土地保有(株)、関西国際空港(株)、関西国際空港用地造成(株)、地方公共団体の発注する下記工事(上記「①同種業務」以外)のうち、いずれかの設計業務の実績を2件以上有すること。

- a. 電気通信施設関連工事
- b. 無線局関連工事

2. 次に掲げる基準を満たす管理技術者を1名以上配置できること。
管理技術者の経験について、上記1. に掲げる同種・類似業務に従事した実績を1件以上有すること。(平成11年4月1日以降に完了した業務に限る。)
3. 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
4. 品質管理に対する技術的所見が適正であること。